

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-075005-01-03

事業名	屋外広告物取扱費	事業番号	03	課係名	都市計画・モノレール課 景観形成班	係番号	01
-----	----------	------	----	-----	-------------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行う</p> <p>(2) 現状 屋外広告物又は広告物を掲出する物件は、良好な景観もしくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならないが、まだ十分に守られていない</p> <p>(3) 方法 屋外広告物法の規定に基づく条例により、広告物の表示の場所及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制を行う</p> <p>(4) 目標 屋外広告物法の規定に基づく条例により、広告物の表示の場所及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び公衆に対する危害を防止する</p> <p>2. 事業の必要性 良好な景観を形成し、及び公衆に対する危害を防止するため</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和50年，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 屋外広告物法第3条第2項の規定、被害の事前防止、公権力の行使</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 屋外広告物法第3条第2項の規定により、当該都道府県で条例を定めているため</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>8,808</td> <td>11,577</td> <td>14,172</td> <td>13,357</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>2.20</td> <td>2.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：屋外広告物取扱費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	8,808	11,577	14,172	13,357	人工数	1.50	1.50	2.20	2.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	8,808	11,577	14,172	13,357												
人工数	1.50	1.50	2.20	2.20												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 屋外広告物許可申請件数、違反広告物の簡易除却</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 違反広告物の簡易除却件数</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成17年度について、屋外広告物の許可申請件数は347件であり、違反広告物の簡易除却は年12回程度行っている</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 違反広告物の簡易除却件数は、平成17年度において、33,544件であった</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 現実的で実効性のある規制(地域指定の見直し、基準の強化、緩和等)にしていくことにより、今より良好な景観を実現する。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 違反広告物が無くなれば、より優れた広告景観が形成されて、快適で魅力あふれるふるさとが実現できる</p>
---	---	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 都市計画・モノレール課 景観形成班				
評価責任者	都市計画・モノレール課			担当者 久貝潤一郎	
課番号	075005	係番号	01	電話番号	866-2408
				作成年月日	

事務事業コード	2006-075005-01-03				
事務事業名	屋外広告物取扱費				
歳出事業コード(1)	376014001	事業区分	D2		
歳出事業名(1)	屋外広告物取扱費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)		屋外広告物説明会					
成果指標名又は成果の内容(A')		屋外広告物許可申請件数					
活動指標名又は活動の内容(B)		違反広告物の簡易除却回数					
成果指標名又は成果の内容(B')		違反広告物簡易除却件数					
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	回		1.00	2.00	2.00		2.00
成果指標A'	件		499.00	522.00	347.00		600.00
活動指標B	回		12.00	12.00	12.00		24.00
成果指標B'	件		23,332.00	25,432.00	33,544.00		40,000.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C		8,808	11,577	14,172	13,357	
	人工数D		1.50	1.50	2.20	2.20	
	人件費E		9,945	9,660	14,168	14,124	
	合計C+E=F		18,753	21,237	28,340	27,481	

1. 県民意識の把握		
(1) 県民満足度の度合い		判定 C
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。		
判定根拠	屋外広告物に関する苦情が多い。	
(2) 県民ニーズの動向		判定 A
(判定内容) A: 増加傾向		
判定根拠	街の景観や自然景観に対する意識の高揚が見られる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	多くの県が屋外広告物法に基づき条例を定めている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	官民協力して取り組むべき事業である。	
		判定 C
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) C. 現在、県が実施しているが、市町村への権限移譲が可能である。		
判定 根拠	県の同意を得て景観行政団体となった市町村は、独自に屋外広告物条例を制定することができる。	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	一部（簡易除却）については、民間へ委託している。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	対象や目標等に類似する事務事業はない。 (都市計画・モノレール課の事業として位置づけられている。)	

6. 対象の妥当性		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠	3つの選択肢のいずれでもない。 対象については、時代の変化に対応して見直しが必要である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	屋外広告物を直接規制する事務であり、成果に直接結びつく。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠 平成16年度と17年度を比較すると、費用の増に対し、違反広告物の簡易除却件数も伸びている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠 (1)と同じ

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 県の独自事務である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠 多くの事務事業が人力や機械での作業である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		C
有効性	4. 民間委託の可能性		E
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		-
		7. 貢献度	A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	6	3	2		1

12. 所管課の総合評価

総合評価
 評価区分 B | 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 違反広告物が氾濫しているため、関係市町村や電柱管理者等の協力を得ながら引き続き取締を行い、成果をあげる必要がある。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-075005-02-05

事業名	土地利用関係調整業務	事業番号	05	課係名	都市計画・モノレール課 企画班	係番号	02
-----	------------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 都市計画区域内に居住する県民及び開発事業者</p> <p>(2) 現状 戦後、自然発生的・無秩序に都市が形成されたことから、健全な土地利用が図られていない地域が存在する。また、大規模小売店舗や産業廃棄物処理施設等の設置に際しては、周辺の土地利用との整合が求められる。</p> <p>(3) 方法 県土の土地利用について関係各課との調整及び開発計画等について、都市計画の観点から審査・調整を行う</p> <p>(4) 目標 県土の適正な土地利用と良好な都市環境を形成する</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 都市計画法及び他関係法令等による規定</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 都市計画法と関係法令等により、関係機関と調整を行う</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名:</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.20	0.10	0.10	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.20	0.10	0.10	0.10												
<p>2. 事業の必要性 適正な土地利用を規制・誘導するため、関係各課と綿密な調整を行う</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年5月, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 都市計画法第29条 鉱業法第24条 廃掃法及び建築基準法 その他関係法令</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 県・市町村の土地利用及び民間開発事業(国土利用計画法・鉱業法・建築基準法・森林法・農振法等)に係る開発・保全審査業務を年間10~20件程度実施した</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 土地利用担当者会議による意見交換、情報の共有等連携を図って審査を行い、適正に処理する</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 適正な土地利用の規制・誘導</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 都市計画法と他関係法令所管部局と連携して審査を行い、法に即した適正な土地利用を規制・誘導している</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 県土利用の適正かつ有効な開発・保全に寄与する</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班				
評価責任者	都市計画・モノレール課			担当者 儀間真明	
課番号	075005	係番号	02	電話番号	866-2408
				作成年月日	

事務事業コード	2006-075005-02-05				
事務事業名	土地利用関係調整業務				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	110205	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備		
			施策	都市計画マスタープランの充実と住民参加		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	適正な土地利用の規制・誘導					
成果指標名又は成果の内容(A')	適正な土地利用の規制・誘導					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	0	0
	人工数D	0.20	0.10	0.10	0.10	0.10
	人件費E	1,326	644	644	642	642
	合計C+E=F	1,326	644	644	642	642

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	都市計画法及び関係他法令による業務であり県民満足度も概ね満たされている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定 根拠	都市計画法及び関係他法令による業務であり、県民ニーズも概ね満たされている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	他県も概ね同様である。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	都市計画法ほかによる規定	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	土地利用計画全般（国土利用計画法、廃掃法、建築基準法、鉱業法、森林法、農振興法等）に係わる開発・保全審査業務を広域的視点から庁内関係各課と調整を行う必要がある。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定根拠	関係各法令により、県が行う業務である。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	都市計画課に関する業務は、都市計画課の所管業務であり、他課に類似の業務はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	県民及び開発事業者が対象であり、その恩恵は県民全体に及ぶ。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	広域的な観点から他関係機関との連携のもと、適正な土地利用の規制・誘導を行い、県土利用の適正かつ有効な開発・保全に寄与する。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定 根拠	
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定 根拠	
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	県以外の第三者に負担を求めることができない事務事業である。
----------	-------------------------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	対人業務であるため電算化は困難である。
----------	---------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	B	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	A
	(2) 県市町村		B	
4. 民間委託の可能性			B	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C	
		(2) 対結果	C	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			A	

合計	A	B	C	D	E
5	6	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B
具体的方向性	1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	現状投入資源（人員）を確保し、関係機関との連携及び地域区分、用途地域の設定を考慮して県民により理解しやすい土地利用規制をに努めていく。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-075005-02-10

事業名	届出駐車場審査業務	事業番号	10	課係名	都市計画・モノレール課 企画班	係番号	02
-----	-----------	------	----	-----	-----------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 都市計画区域内で一定規模の有料駐車場を設置、管理運営する公共あるいは民間の事業者</p> <p>(2) 現状 都市部における交通渋滞が激しく、特に那覇市や沖縄市等の駐車問題が交通渋滞に拍車をかけている状況で、適正な駐車場設置と管理運営が求められている</p> <p>(3) 方法 駐車場法第12条の規定により、都市計画区域における、駐車施設の適正な設置や管理運営を図るため、面積が500平方メートル以上で料金を徴収する駐車場は県知事に届ける必要がある</p> <p>(4) 目標 駐車場法施行令に定める技術的基準に基づき審査し、駐車施設の適正な設置を推進する</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 駐車場法第12条による規定</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 法令による規定 今後、特例市となった市には業務を委譲する予定</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.10	0.10	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.10	0.10	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 駐車場法に基づき駐車施設の適正な設置、管理運営を図る</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年5月，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 届出駐車場審査</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成16年度までの届け出実績114件(平成17年度は1件) 届け出に基づく駐車場台数 平成15年度654台 平成16年度1,199台 平成17年度64台</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 毎年度の審査業務、 但し今後、特例市となった市には業務を委譲する予定</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 駐車施設の適切な設置、管理運営による交通渋滞の緩和</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 適正な駐車施設の設置、管理運営に寄与し交通渋滞を緩和する</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 毎年度の審査業務により駐車場を適切に設置し、交通渋滞の緩和を図る。 但し今後、特例市となった市には業務を委譲する予定</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班				
評価責任者	都市計画・モノレール課			担当者	儀間 真明
課番号	075005	係番号	02	電話番号	866-2408
				作成年月日	

事務事業コード	2006-075005-02-10				
事務事業名	届出駐車場審査業務				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	110205	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備		
			施策	都市計画マスタープランの充実と住民参加		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)						
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	0	
	人工数D	0.10	0.10	0.20	0.20	
	人件費E	663	644	1,288	1,284	
	合計C+E=F	663	644	1,288	1,284	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 -	
(判定内容) :-	
判定 根拠	駐車場法第12条の規定による審査業務であり、駐車場施設の適切な配置、管理運営を図り、交通渋滞にも寄与することから、県民の満足度は高い。
(2) 県民ニーズの動向 判定 -	
(判定内容) :-	
判定 根拠	駐車場法第12条の規定による審査業務であり、駐車場施設の適切な配置、管理運営を図り、交通渋滞にも寄与することから、県民の満足度は高い。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	駐車場法第12条の規定による審査業務であり、他県も概ね同様である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	駐車場法第12条にて、県が審査することが定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	駐車場法第12条による規定。 今後、那覇市業務は特例市に昇格することを前提に委譲予定。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	駐車場法第12条にて、県が審査することが定められている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	駐車場法第12条の規定は、都市計画区域内における路外駐車場設置に関する審査業務であるため、他部局で類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	法令で定められている審査業務である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	路外駐車場設置届出の審査業務によって、都市計画区域における不的確な駐車条の設置を排除し、適正な駐車施設の設置、管理運営を図り交通渋滞の緩和にも寄与する。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 前年度と比較して費用、成果とも横ばいである。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 前年度と比較して費用、成果とも横ばいである。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A：妥当である。

判定根拠
 駐車場法第12条にて、県が審査することが定められており、必要な経費は県が負担する。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A：事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 法に基づく審査業務であるため、O A化にはなじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	-
		(2) ニーズ	-
3. 役割分担	(1) 官民	A	
	(2) 県市町村	A	
有効性	4. 民間委託の可能性	A	
	5. 事務事業の選択	A	
効率性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	B	
8. 対費用効果	(1) 対成果	C	
	(2) 対結果	C	
9. 県の負担割合	A		
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	7	2	2		

12. 所管課の総合評価 総合評価

評価区分	B	具体的方向性	1
------	---	--------	---

(評価区分)： B：現状維持
 (具体的方向性)：1：投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 駐車場法第12条で定められており、今後も継続して執行する必要があるため、現状維持が妥当である。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-075005-03-02

事業名	事業計画等認可業務	事業番号	02	課係名	都市計画・モノレール課 区画整理班	係番号	03
-----	-----------	------	----	-----	-------------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 公共団体が公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る目的で行う区画整理事業。</p> <p>(2) 現状 平成17年度時点で、事業実施中は23カ所である。</p> <p>(3) 方法 土地区画整理法に基づき、認可業務を実施した。</p> <p>(4) 目標 事業計画等の認可申請に対して対応する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)投資 (2)国庫 国庫補助率：(9/10)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 区画整理法第52条 市町村は、事業計画において定める設計の概要について、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 法律等により県による実務が義務付けられている</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.70</td> <td>0.70</td> <td>0.70</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：公共団体区画整理事業(市町村施行)</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.70	0.70	0.70	0.70
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.70	0.70	0.70	0.70												
<p>2. 事業の必要性 返還軍用跡地の整備、地域のまちづくり、既成市街地の都市基盤整備及び中心市街地活性化のために必要不可欠な事業である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：s、47、5月、終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 公共団体区画整理事業</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 990.1haの市街地を整備。このうち377.1haは返還軍用跡地の整備。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) さらに、283.6haの市街地整備を進める。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 公共施設の整備等の向上 宅地利用面積の増</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 用途地域に占める整備割合(公共団体区画整理事業による整備面積/用途地域面積 = 990.1/15, 382.5 = 6.4%</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 1, 273.7/15, 382.5 = 8.3%</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 都市計画・モノレール課 区画整理班				
評価責任者	都市計画・モノレール課		担当者 区画整理班		
課番号	075005	係番号	03	電話番号	866-2408
				作成年月日	

事務事業コード	2006-075005-03-02				
事務事業名	事業計画等認可業務				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	110206	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備		
			施策	市街地の整備(土地区画整理・再開発事業)		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	事業計画等許認可業務					
成果指標名又は成果の内容(A')	公共施設の整備の向上、宅地利用面積の増					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	ha	959.60	959.60	990.10	/	1,273.70
成果指標A'	%	6.20	6.20	6.40	/	8.30
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	/	0
	人工数D	0.70	0.70	0.70	/	0.70
	人件費E	4,641	4,508	4,508	/	4,494
	合計C+E=F	4,641	4,508	4,508	/	4,494

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 A (判定内容) A: 満足している。
判定 根拠	都市基盤整備が地域のまちづくりにはたす役割は極めて大きいため。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定 根拠	国の施策としての既成市街地の活性化への重点投資及びSACOの合意による軍用地返還跡地の有効利用のための整備促進など、区画整理事業の需要は高まるものと考えられる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	平成13年度現在、全国の整備率15.9%に対し、沖縄は9.5%にとどまっている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	区画整理法第52条 市町村は、事業計画において定める設計の概要について、都道府県知事の認可を受けなければならない。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	区画整理法第52条	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	区画整理法第52条	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	区画整理法に基づく諸手続は、当係以外の他の部署では行っていない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	区画整理法第52条	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	用途面積に対する整備面積を指標としており、達成度が明確である。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。 判定 A1

判定根拠
 指標の推移より、目標に向け確実に前進している。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。 判定 A1

判定根拠
 指標の推移より、目標に向け確実に前進している。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 区画整理法第52条

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 土地区画整理事業の事業認可の審査業務であるため、O A化は困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		A
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	A1
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	13				

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 2

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定根拠
 事業計画等の認可は、区画整理法第52条により、県知事が行うこととなっており、また、土地区画整理法に基づく諸手続は当係以外の他の部署では行っていない。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-075005-03-03

事業名	行政不服審査業務	事業番号	03	課係名	都市計画・モノレール課 区画整理班	係番号	03
-----	----------	------	----	-----	-------------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 土地区画整理事業に係る処分庁（市町村等）の行った行政処分に対する行政不服審査請求。</p> <p>(2) 現状 平成16年度末時点の行政不服審査未処理件数は33件である。なお、平成16年度内の新たな行政不服審査請求提起件数は3件（執行停止申立1件を含め4件）で同年度内の処理件数は10件（執行停止申立1件を含め11件）である。</p> <p>(3) 方法 土地区画整理事業に係る処分庁（市町村等）の行った行政処分に対して、提起された行政不服審査請求について審査庁としての審査を行う。</p> <p>(4) 目標 簡易迅速な手続きによる国民の権利、利益の救済、行政の適正運営の確保。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)投資 (2)国庫 国庫補助率：(9/10)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 処分庁（市町村等）のした行政処分について、審査庁（県知事）が内容等を審査しなければならない。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 行政不服審査法第5条第1項第2号及び土地区画整理法第127号の2第1号の規定により県知事に対して不服審査の請求をすることができる旨規定されている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.65</td> <td>0.65</td> <td>0.65</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.65	0.65	0.65	0.70
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.65	0.65	0.65	0.70												
<p>2. 事業の必要性 行政不服審査救済に対して迅速で、適正な事務処理が求められている。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 審査事務</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 審査請求726件（昭和52年以降） 処理件数693件 審査請求残（未処理）件数33件</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 個々の地区の区画整理業務における各段階の行政処分ごとに生じる不服審査請求の90%は処理していきたい。</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 事業の執行等の向上</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 行政不服審査請求に対して、適正に処理してきた。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 行政不服審査請求に対して、更なる処理に努める。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 都市計画・モノレール課 区画整理班				
評価責任者	都市計画・モノレール課		担当者 区画整理班		
課番号	075005	係番号	03	電話番号	866-2408
				作成年月日	

事務事業コード	2006-075005-03-03				
事務事業名	行政不服審査業務				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	110206	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備		
			施策	市街地の整備(土地区画整理・再開発事業)		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	審査事務					
成果指標名又は成果の内容(A')	事業の執行等の向上					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	件数	33.00	23.00	10.00	15.00	15.00
成果指標A'	件数	85.00	60.00	40.00	30.00	30.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位: 千円)	予決算額C	0	0	0	0	
	人工数D	0.65	0.65	0.65	0.70	
	人件費E	4,309.50	4,186	4,186	4,494	
	合計C+E=F	4,309.50	4,186	4,186	4,494	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 C (判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	土地区画整理事業における行政処分で生じる不服申立について、昭和52年度からの審査請求件数の累計は726件、処理件数の累計は693件であり、審査請求件数の90%以上を処理している。しかし、当該不服申立は、多数かつ複雑であるため審査に長期間を要すること多く、近年の処理状況をみると審査請求提起後1年未満での処理件数の割合は50%弱に溜まっており、簡易迅速な手続きによる権利、利益の救済の観点からは、県民の満足度は高いとは言えない。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 B (判定内容) B: 横ばい
判定根拠	審査対象となる行政処分の増減に伴い審査請求の提起件数も増減する(複数の地区で仮換地指定等の処分が行われた年度は、審査請求の提起件数も増加する。)ことから一概には言えないが、概ね横ばいの状況にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定根拠	単純に比較することはできないが、平成14年度の審査請求処理件数の割合でみると、都道府県別では22番目に位置しているものの、同年度末の残件数でみると、12番目に多いことから低水準にあると言える。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定根拠	下記法律の規定による。行政不服審査法第5条1項 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができる。同条第1項第2号 法律に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。土地区画整理法第127条の2第1項 組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあたっては都道府県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	下記により県及び国での実施が定められている。土地区画整理法第127条の2第1項 組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあたっては都道府県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。同条の2第2項 前項の審査請求につき都道府県がした判決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	下記により県が直接実施することが、定められている。土地区画整理法第127条の2第1項 組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあたっては都道府県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	土地区画整理事業に関する行政不服申立についての審査業務は、他の部署では行っていない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	適正な土地区画整理事業の運営の確保と簡易迅速な手続による県民の権利利益の救済のために、行政不服審査は、最も効果的である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	審査処理件数を増やすことで審査請求の残件数は減少する。（ただし、審査請求の対象となる行政処分が多数行われた年度は審査請求の提起件数が増えることから、当該年度の審査請求件数が処理件数を上回る場合、残件数は増えることになる。）	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定 A 1
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。		
判定根拠	審査業務に係る人口数は横ばいであるが、審査請求の残件数は減少している。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。		
判定根拠	審査業務に係る人口数はやや低下であるが、処理件数は横ばいである。	

9. 県の負担割合		判定 A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定根拠	下記により、土地区画整理事業において都道府県が審査庁となる旨の定めがある。土地区画整合法第127条の2第1項 組合、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあたっては都道府県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。	

10. O A化の可能性		判定 A
(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。		
判定根拠	審査業務は複雑かつ多様な内容であるため、O A化は困難である。	

11. 判定結果			
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較		A
	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
4. 民間委託の可能性		A	
有効性	5. 事務事業の選択		A
	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 2
	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	1 1	1	1		

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分 A 具体的方向性 1
(評価区分) : A. 拡充		
(具体的方向性) : 1. 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。		
判定根拠	当事業は、土地区画整理事業に対する行政不服申立についての審査業務で、簡易迅速な手続による国民の権利、利益の救済及び行政の適正運営の確保を目的としており、法令で県知事が直接実施することが定められている。近年、審査請求の提起件数が低調に推移していたこと（行政処分が低調に推移していたため）及び一定の処理件数を確保できたことから審査請求の残件数は、減少傾向にある。しかし、今後、複数の地域で行政処分が行われると新たに多数の審査請求が提起されるため、一転して増加に転じることが予想される。また、土地区画整理事業は、広範囲な土地に対し、かつ、多くの人に対してなす事業であるため、計画、処分、執行等その内容は多数かつ複雑であることから審査に長期間を要することが多く、近年の処理状況を処理期間で見ると審査請求提起後1年未満での処理件数の割合は50%弱に留まっている。これらのことから本事業の目的である簡易迅速な手続による権利、利益の救済を達成するためには、人員増による体制強化により、より迅速な処理が求められる。	

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-075005-04-07

事業名	全国的なイベントへの対応業務	事業番号	07	課係名	都市計画・モノレール課 公園緑地班	係番号	04
-----	----------------	------	----	-----	-------------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 都市緑化意識の高揚、知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び住民等の協力による都市緑化を全国的に推進する。</p> <p>(2) 現状 毎年度1ヶ月以上の期間、全国各地の都市公園又は都市公園の設置が予定されている場所を主たる会場として、都市緑化意識の高揚、知識の普及、技術の向上、都市公園の整備、利用の促進及び運営の活性化等に係る事業を実施。</p> <p>(3) 方法 県として参加及び自治体花壇等を出展する。</p> <p>(4) 目標 都市緑化意識の高揚、知識の普及、技術の向上、都市公園の整備、利用の促進及び運営の活性化等を全国の自治体とともに推進する。また、出展等により沖縄県を全国的にアピールする。</p> <p>2. 事業の必要性 国、地方公共団体及び住民等の協力による都市緑化を全国的に推進する必要がある。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和58年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 地方公共団体及び(財)都市緑化基金が主催で全国各地で開催している。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 主として各都道府県、政令市等が主催しており、県としても協調して参加する。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>3,500</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：都市計画総務費等</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	3,500	0	0	0	人工数	0.10	0.10	0.10	0.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	3,500	0	0	0												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.00												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 全国都市緑化フェアへの参加</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 全国都市緑化フェアへの参加</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 全国都市緑化フェアへの参加、九州で開催する場合は自治体花壇等の出展をする。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 都市緑化意識の高揚、知識の普及、技術の向上、都市公園の整備、利用の促進及び運営の活性化等を全国の自治体とともに推進し、出展等により沖縄県を全国的にアピールした。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 都市緑化意識の高揚、知識の普及、技術の向上、都市公園の整備、利用の促進及び運営の活性化等を全国の自治体とともに推進し、出展等により沖縄県を全国的にアピールした。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 都市緑化意識の高揚、知識の普及、技術の向上、都市公園の整備、利用の促進及び運営の活性化等を全国の自治体とともに推進し、出展等により沖縄県を全国的にアピールする。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 都市計画・モノレール課 公園緑地班				
評価責任者	都市計画・モノレール課			担当者 茂上圭弘	
課番号	075005	係番号	04	電話番号	866-2408
				作成年月日	

事務事業コード	2006-075005-04-07				
事務事業名	全国的なイベントへの対応業務				
歳出事業コード(1)	379002001	事業区分	B2		
歳出事業名(1)	公園管理費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	供用公園面積					
成果指標名又は成果の内容(A')	一人当たりの供用公園面積					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	ha	1,006.80	1,055.90	1,055.90		1,540.80
成果指標A'	m ² /人	7.90	8.20	8.20		12.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	3,500	0	0	0	
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.00	
	人件費E	663	644	644	0	
	合計C+E=F	4,163	644	644	0	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B
	(判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	高齢者の増加、余暇時間の増大等を背景とした社会の中で、ゆとりとうるおいのある良好な都市環境を形成していくための憩いとやすらぎの場として、また災害時の緊急避難地として公園整備が求められており、整備を進め供用を図ることで県民が概ね満足していると考えている。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 B
	(判定内容) B: 横ばい
判定根拠	県民は、ゆとりとうるおいのある良好な都市環境を望んでおり、特に緑のオ・プンスペ・スとしての公園整備についてのニーズは強い。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	一人当たりの供用公園面積（H16年度末実績）は、全国平均が8.9m ² /人に対し本県は8.2m ² /人と低い水準にある。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	地方公共団体及び（財）都市緑化基金が主催で全国各地で開催しており、官の実施が妥当である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	各都道府県が主催しており、県の実施が妥当である。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	地方公共団体及び（財）都市緑化基金が主催で全国各地で開催しており、官の実施が妥当である。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	対象や目標等に類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	全国的なイベントに参加し、他県での都市公園整備のあり方を認識しながら技術向上を図ることにより、良好な都市環境の形成が図られる。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	全国的なイベントに参加して技術の向上を図り、その結果良好な都市環境の形成に影響を与える。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 技術の向上を図りながら良好な都市環境の形成に影響を与える。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 技術の向上を図りながら良好な都市環境の形成に影響を与える。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A：妥当である。

判定根拠
 各都道府県ごと負担が決められている。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A：事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 事務事業の性質上、O A化が困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
必要性	3. 役割分担	(2) 県市町村	B
		4. 民間委託の可能性	B
必要性	5. 事務事業の選択		A
		有効性	6. 対象の妥当性
有効性	7. 貢献度		
		効索性	8. 対費用効果
(2) 対結果	C		
効索性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	4	7	2		

12. 所管課の総合評価 総合評価

評価区分	C	具体的方向性	4
------	---	--------	---

(評価区分)： C：見直す
 (具体的方向性)：4：他の事務事業と統合する。

判定根拠
 本事務事業は、全国的なイベントに参加することで他府県の公園のあり方や新しい技術を認識し、成果の向上を図るものであるが、恒常的な事務事業ではないことから他の事務事業と統合するのが妥当である。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-075005-04-09

事業名	県営都市公園の維持管理	事業番号	09	課係名	都市計画・モノレール課 公園緑地班	係番号	04
-----	-------------	------	----	-----	-------------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県営都市公園</p> <p>(2) 現状 県営都市公園の利用者の満足度が100%とは言えない。</p> <p>(3) 方法 県営都市公園(8カ所)を良好な状態で維持管理する。</p> <p>(4) 目標 県営都市公園の利用者の満足度が100%に近づける。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 都市公園法第2条の3の規定により、都市公園の管理は地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が行う。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県が設置した都市公園である。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>977,199</td> <td>953,750</td> <td>951,406</td> <td>708,808</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 公園管理費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	977,199	953,750	951,406	708,808	人工数	0.50	0.50	0.50	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	977,199	953,750	951,406	708,808												
人工数	0.50	0.50	0.50	0.50												
<p>2. 事業の必要性 都市公園は、災害時の避難場所となるほか、環境緑化や自然の保全、憩いの場所、レクリエーション活動等の場所として重要な役割を担っており、県民が安全で良好な状態で利用できるよう維持管理する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 県営都市公園の供用開始面積を増やす。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成16年度までに218.5ヘクタールの供用開始。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 県営公園の供用面積を増やす。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 供用開始面積</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 県営公園の供用面積が増えた。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 県営都市公園の利用可能面積が増える。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 都市計画・モノレール課 公園緑地班				
評価責任者	都市計画・モノレール課			担当者 茂上圭弘	
課番号	075005	係番号	04	電話番号	866-2408
				作成年月日	

事務事業コード	2006-075005-04-09				
事務事業名	県営都市公園の維持管理				
歳出事業コード(1)	379002001	事業区分	B2		
歳出事業名(1)	公園管理費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	供用公園面積					
成果指標名又は成果の内容(A')	一人当たりの供用公園面積					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	977,199	953,750	951,406	708,808	
	人工数D	0.50	0.50	0.50	0.50	
	人件費E	3,315	3,220	3,220	3,210	
	合計C+E=F	980,514	956,970	954,626	712,018	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 B
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	高齢者の増加、余暇時間の増大等を背景とした社会の中で、ゆとりとうるおいのある良好な都市環境を形成していくための憩いとやすらぎの場として、また災害時の緊急避難地として公園整備が求められており、整備を進め供用を図ることで県民が概ね満足していると考えている。
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	県民は、ゆとりとうるおいのある良好な都市環境を望んでおり、特に緑のオ・プンスペ・スとしての公園についてのニーズは強い。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	一人当たりの供用公園面積（H16年度末実績）は、全国平均が8.9m ² /人に対し本県は8.2m ² /人と低い水準である。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	都市公園法第2条の規定により、官が管理することが定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	県営公園は広域的規模の公園であり、その業務は自治事務である。	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	指定管理者制度へ移行する。	

5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	農林水産部でも類似した公園の維持管理がある。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	県民がゆとりとうるおいのある良好な都市環境を望んでおり、公園の適切な維持管理はその形成を図るひとつの手段である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	公園の適切な維持管理により、県民がゆとりとうるおいのある良好な都市環境を感じることができる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定根拠
 費用は低下傾向にあるものの、コスト縮減を図りながら良好な環境創出のために成果をあげている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定根拠
 費用は低下傾向にあるものの、コスト縮減を図りながら良好な環境創出のために成果をあげている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠
 限られた予算中で適切な維持管理を行う費用である。

10. O A 化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定根拠
 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		E
	5. 事務事業の選択		C
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A 化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	7	2	3		1

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分): B: 現状維持
 (具体的方向性): 1: 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 県民にゆとりとうるおいのある良好な都市環境を提供するため公園は必要であり、限られた予算の中で公園の維持管理についてはコスト縮減を図るなどして成果がでている。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-075005-04-11

事業名	県営都市公園を利用する各種行事等への対応	事業番号	11	課係名	都市計画・モノレール課 公園緑地班	係番号	04
-----	----------------------	------	----	-----	-------------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 県営都市公園の利用者等</p> <p>(2) 現状 県営都市公園を使用した各種の行事が行われているが、より多数の県民に利用してもらうために公園管理者もイベント等を行い、利用者の増加を図る必要がある。</p> <p>(3) 方法 県営都市公園の利用促進のためのイベント等を行う。</p> <p>(4) 目標 県営都市公園を多数の県民に利用してもらうためのイベント等を行う。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 県営都市公園の管理者である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県営都市公園の管理者である。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：公園管理費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	900	900	900	0	人工数	0.20	0.20	0.20	0.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	900	900	900	0												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.00												
<p>2. 事業の必要性 県営都市公園には、広域公園、総合公園、運動公園がある。多くの県民に利用してもらうためにイベント等を行う。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和52年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) イベントの開催</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 都市公園祭り等の開催</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 都市公園祭り等の開催を引き続き行う。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 公園利用者の増加</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 都市公園の利用者が増えた。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 都市公園の利用者が増える。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 都市計画・モノレール課 公園緑地班				
評価責任者	都市計画・モノレール課			担当者 茂上圭弘	
課番号	075005	係番号	04	電話番号	866-2408
作成年月日					

事務事業コード	2006-075005-04-11				
事務事業名	県営都市公園を利用する各種行事等への対応				
歳出事業コード(1)	379002001	事業区分	B2		
歳出事業名(1)	公園管理費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)		供用公園面積					
成果指標名又は成果の内容(A')		一人あたりの供用公園面積					
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
< 指標の推移 >		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	ha	1,006.80	1,055.90	0.00	/	1,540.80	
成果指標A'	m ² /人	7.90	8.20	0.00	/	12.00	
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	900	900	900	0	/	
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.00	/	
	人件費E	1,326	1,288	1,288	0	/	
	合計C+E=F	2,226	2,188	2,188	0	/	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	高齢者の増加、余暇時間の増大等を背景とした社会の中で、ゆとりとうるおいのある良好な都市環境を形成していくための憩いとやすらぎの場として、また災害時の緊急避難地として公園整備が求められており、整備を進め供用を図ることで県民が概ね満足していると考えている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	県民は、ゆとりとうるおいのある良好な都市環境を望んでおり、特に緑のオ・プンスペ・スとしての公園整備についてのニーズが強い。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	一人当たりの供用公園面積（H16年度末実績）は、全国平均が8.9m ² /人に対し本県は8.2m ² /人と低い水準にある。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 D
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) D. 民間が実施すべき事業である。		
判定 根拠	平成17年度まで県営公園の管理者である県が実施していたが、平成18年度から指定管理者制度を導入したことにより、本事務事業は指定管理者に委ねるべきものである。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠	民間委託すべきである。	

4. 民間委託の可能性		判定 D
(判定内容) D. 民間委託すべき事業である。		
判定 根拠	指定管理者制度へ移行する。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	対象や目標などに類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	県民がゆとりとうるおいのある良好な都市環境を望んでおり、行事などを開催することにより地域住民の公園管理に対する意識の高揚が図られる。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	都市公園の各種行事により地域住民の意識の高揚を図り、県民がゆとりとうるおいのある良好な都市環境を認識する。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定根拠
 都市公園の各種行事により地域住民の意識の高揚を図り、良好な都市環境を形成するうえで影響を与える。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定根拠
 都市公園の各種行事により地域住民の意識の高揚を図り、良好な都市環境を形成するうえで影響を与える。

9. 県の負担割合 判定 C
 (判定内容) C. 過大である（県負担を減又は市町村・受益者負担を増す）。

判定根拠
 指定管理者制度を導入したことにより、県負担はゼロである。

10. O A 化の可能性 判定 A
 (判定内容) A. 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定根拠
 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
		(2) 県市町村	-
有効性	4. 民間委託の可能性		D
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 2
効率性	9. 県の負担割合		C
	10. O A 化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	7	2	1	2	

12. 所管課の総合評価 総合評価

評価区分	D	具体的方向性	2
------	---	--------	---

(評価区分) : D. 廃止
 (具体的方向性) : 2. 民間、市町村等に担ってもらうこと等により県の事業は廃止する。

判定根拠
 平成18年度から指定管理者制度を導入したことから、本事務事業は指定管理者に委ねるのが妥当である。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-075005-05-01

事業名	都市モノレール総合政策事業	事業番号	01	課係名	都市計画・モノレール課 都市モノレール事業班	係番号	05
-----	---------------	------	----	-----	------------------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 都市モノレールの需要確保のための利用促進策を検討・実施する単独事業である。開業区間の利用実態を調査し、需要喚起に必要な結節改善や新たな交通結節などの提案、実施に取り組む。また、都市モノレールの延長する可能性を含む現況、開発動向、需要見込み、インフラ補助制度、新道路建設のための手法調査、公共交通ネットワーク構築に向けた関係機関の協議を含め、総合的な整備計画（基本計画）を策定する。</p> <p>(2) 現状 都市モノレール事業の円滑な事業推進のため、関連バス路線の再編、バス会社との調整、モノレール利用者の需要拡大策の検討等を実施。また、端末駅である首里駅から高速道路までの区間で、モノレール延長の事業性を総合的に検証する調査を実施。</p> <p>(3) 方法 モノレール事業の円滑な推進のため、バス路線再編の促進及びモノレール導入に伴うバス事業への影響対策等、所要の措置を講ずる。また、モノレール開業前と開業後の交通の流れの変化を調査するとともに、駅勢圏や延長する可能性のある地域における人の動向調査を行い、その潜在需要を図り、高速道路に結節する地域までモノレールの延長整備計画を策定する</p> <p>(4) 目標 沖縄都市モノレール株式会社の経営安定の基礎となる一定数のモノレール需要確保。延長計画の施工認可を受けることを目途としている。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 沖縄都市モノレールは、那覇都市圏を支える重要な基幹交通であることから、公共交通機関の安定的確保を図るため、官民一体となってモノレールの利用促進に取り組むものである。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 那覇市は県都であり、那覇市の交通円滑化と健全な都市機能の維持発展は、総体として県の発展につながるものである。また県は当該事業の施主でもあることから、モノレールの利用促進に取り組むものである。</p>															
<p>2. 事業の必要性 沖縄都市モノレールは、那覇都市圏を支える重要な基幹交通であることから、利用者の増加につながる効果的な施策を実施し、モノレール会社の健全な経営を図るための需要促進策を支援する必要がある。また、高速道路と結節することにより、中北部地域と結節する沖縄県全体の公共交通ネットワークが構築され、結果的に、都市モノレール利用客の利便性が向上され、合わせて利用促進につながる。</p>	<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>36,401</td> <td>84,221</td> <td>56,221</td> <td>53,653</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>4.00</td> <td>4.00</td> <td>4.00</td> <td>4.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：都市モノレール建設推進事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	36,401	84,221	56,221	53,653	人工数	4.00	4.00	4.00	4.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	36,401	84,221	56,221	53,653												
人工数	4.00	4.00	4.00	4.00												
<p>3. 実施年度・始期：平成16年度，終期：平成25年度</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) モノレール利用促進策等の策定と実施 利用実態調査の分析及び新たな需要喚起策の推進</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) (1)モノレール開業後の健全経営を目的とした利用促進策(基本方針、実施プログラム)の策定及び実施 (2)モノレールとバスとの合理的機能分担を目的としたバス路線再編の実施案を策定し、モノレール開業日に合わせてバス事業者が再編を実施</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) (1)行政、モノレール(株)、民間における効果的な利用促進策(ハード、ソフト面の施策)の策定と実施 (2)バスとの円滑な乗り継ぎを図るため、各バス会社と積極的な協議により利用促進策を策定し実施する。 (3)端末駅である首里から高速道路に結節する地点までの基本ルートを策定する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) モノレール利用客数の安定的確保 延長ルートの決定及び施工認可承認</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) (1)利用促進については、沖縄都市モノレール利用促進協議会において利用促進策を策定し、官・民・モノ(株)の事業主体別に実施され効果を上げている。 (2)モノレール開業に合わせてバス路線再編が実施されたが、再編が計画に比べて不十分なものとなっていることから、モノレール利用が抑制される結果となっている。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) モノレール開業6年目の目標利用客数37,000人/日の達成を図る。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 都市計画・モノレール課 都市モノレール事業班				
評価責任者	都市計画・モノレール課		担当者比嘉聡、与座宗春		
課番号	075005	係番号	05	電話番号	866-2408
作成年月日					

事務事業コード	2006-075005-05-01				
事務事業名	都市モノレール総合政策事業				
歳出事業コード(1)	378008001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	都市モノレール建設推進事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	110303	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	持続的発展を支える基盤づくり		
			施策	陸上交通基盤の整備		
	再掲コード	110208	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備		
			施策	都市モノレール等の整備		
	再掲コード	110107	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	産業振興を支援する社会資本整備		
			施策	モノレールとバスの合理的機能分担の促進		
	再掲コード	110103	計画名	社会資本整備計画		
政策目標			産業振興を支援する社会資本整備			
施策			質の高い観光・リゾート地形成のための陸上交通基盤整備			
再掲コード	010103	計画名	観光振興計画			
		政策目標	国際的海洋性リゾート地の形成			
		施策	公共施設の整備			

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	需要予測計画に基づく1日当たりの乗客数						
成果指標名又は成果の内容(A')							
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	人/日	31,000.00	32,000.00	33,000.00	/	37,000.00	
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00	
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	36,401	84,221	56,221	53,653	/	
	人工数D	4.00	4.00	4.00	4.00	/	
	人件費E	26,520	25,760	25,760	25,680	/	
	合計C+E=F	62,921	109,981	81,981	79,333	/	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B. 概ね満足している。
判定根拠	モノレールは戦後初めて実現した軌道系の公共交通機関であり、定時定速性の確保による経済活動効率性の向上や、沿線地域の高度利用や駅を中心とした新たな街づくりの促進など、県民の関心は高い。各種アンケート調査やマスコミ等で報道される内容や量から推し量ると県民意識として、モノレールという新しい乗り物そのものとその利用促進策に対して概ね満足しているものと類推される。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A. 増加傾向
判定根拠	国、県が実施したモノレール顧客満足度調査(H15年11月)によれば、モノレールを利用する理由として、時間短縮や道路の混雑、定時定速性を挙げる者が全体の約67%を占めており、利用促進策の実施及び沿線開発等により利用者は増加していくものと考えられる。また、平成16年8月以降、連続で3万人を超える利用状況にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	ゆいレールは、全国他都市モノレールと比較し最新の設備・機材が投入されており、駅舎等のバリアフリー化や多目的福祉トイレ、車椅子対応可動式スロープ等、高齢者や障害者に対する配慮も全国の先進事例を参考にして取り入れられている。また、他交通機関との結節の利便性を図るため、駅前交通広場内や駅近くにバス・タクシー等の乗降場や駐輪場が整備されており、公共交通機関としての利便性が高い。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	モノレールは極めて公共性の高い都市圏内の軌道系公共交通機関であり、開業後における利用促進策は、那覇市、沖縄都市モノレール株式会社と連携、協調しながら実施する。特に利用促進策として、モノレール導入に伴うバスとの乗り継ぎを円滑にする施策を策定するため、バス会社と積極的に協議を行う。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	モノレール共同事業体の那覇市も共同で実施。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	バス路線再編事業やバス事業活性化資金貸付金等、バス事業との調整は民間委託できないが、モノレール利用促進策については、沖縄都市モノレール株式会社や沿線地域通り会等とも連携・調整しながら進めていく。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	モノレール事業に関する同種の事業は他にない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	モノレール利用客の確保拡大を図るための事業であり、その目的のために特化している。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	本事業のための活動は、直接その成果に結びつくものである。（事例：バスとの円滑な乗り継ぎや、コミュニティバスの新たな地域への導入は、交通の利便性の向上を図り、公共交通空白地域の住民への利用を促す。）	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠 平成16年度から18年度まで、モノレール導入に伴うバス事業者に対する影響措置が実施されるため、費用は上昇する。その他利用促進事業は、予算（金額）的な投入は少ないが、直接利用客数の確保増大に結びつくものである。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠 開業後における実際の利用客数の確保拡大は、本年度実施される利用実態調査等により解析されるが、本事業実施により競合するバス路線網の再編促進や各種の利用促進策の実施により、乗客数の確保拡大が図れる。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 モノレール事業は、独立採算で収支のバランスが必要であり、利用客数の確保拡大は事業の成功を期する上で不可欠となる。そのためにも利用促進事業に係る相応の負担は必要である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠 利用促進策・事業は、行政とモノレール会社、バス事業者等、関係機関との連携・協力のもとに推進されるものであり、事業計画の協議、調整が中心となるため。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		C
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
		5. 事務事業の選択	
有効性	6. 対象の妥当性		
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
			(2) 対結果
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	

合計	A	B	C	D	E
	6	6	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	A	具体的方向性 1

(評価区分) : A. 拡充
 (具体的方向性) : 1. 投入資源を集中的に投資し、成果を大きく向上させる。

判定根拠 モノレール開業後において重要なことは、利用客数の確保・拡大であり、バス・タクシー等との結節機能やバス路線再編を含めた公共交通機関との共存体制の再構築が必要である。バス事業者との協定に基づく影響措置に係る予算・経費は増大するが、軌道系の公共交通機関に対する県民の意識は次第に醸成されていくものと予想され、効果は増大するものとする。また、利用促進事業として、駅周辺地域との連携や各種の需要喚起策は、継続的に実施していく必要があり、那覇市や沖縄都市モノレール株式会社とも連携しながら進めていく必要がある。また、モノレールに関する県民世論で最も要望が高い延長整備についても、高速道路に結節する地域までを軸にその延長整備の事業可能性を検証するため、延長検討調査を実施する。